

警備業務仕様書

1. 目的

病院の警備業務を遂行するにあたって火災、盗難及び不法行為等事故の防止を図り、施設内の秩序維持に万全を期するものとする。

2. 基本方針

- (1) 本業務実施にあたっては、施設の運営目的をよく認識し、業務が適切、有効に遂行されるよう努める。
- (2) 業務にあたっては、警備業法、内部規律等を遵守し、防犯防災の一般的な警戒を行うほか、施設利用者のために安全で快適な環境の保持を図るとともに、緊急対応についても、迅速、有効な対応を図るべく努力する。
- (3) 巡回時及び受付等において警備員は、施設利用者や、外来者の特徴を理解し、懇切丁寧な対応を心掛ける。
- (4) 緊急時の対応は、担当者と事前に十分打合せた方法で、迅速的確に行い、事故の予防、被害の拡大防止に努めるものとする。

3. 警備対象範囲

南和広域医療企業団吉野病院および敷地内とする。

| | |
|------|-------------------------------|
| 病床数 | 96床 |
| 構造規模 | 鉄筋コンクリート造 地上4階 |
| 敷地面積 | 7,875.54m ² |
| 延床面積 | 7,890.40m ² |
| | 病院本館 5,668.64m ² |
| | 健やか一番館 2,221.76m ² |

4. 対象業務及び業務内容

本業務委託における対象業務は以下のとおりとする。

- (1) 別紙業務要領に基づき、誠実に業務を行うこと。
- (2) 防災設備中央監視
事務室・守衛室において、防災設備の中央監視・制御を行う。
- (3) 夜間巡回
定められた巡回経路に基づき、定期の巡回を行う。
- (4) 構内警備
敷地、建物を警備範囲とし、定期の巡回、定時・臨時の施錠・開錠を行う。また、院内各所からの通報・呼出等に対応する。
- (5) 駐車場等管理
構内の駐車場等について、誘導整理にあたる。
- (6) 緊急事態への対応
緊急事態に際し、被害の発生・拡大を防止し、安全確保にあたる。
- (7) トラブル等
病院内、病院前及び駐車場などでの苦情及びトラブル等発生時には、**病院職員**と協力して

解決を図ること。

(8) 電話交換業務

病院内線（P H S 含む）、局線電話の交換業務にあたる。

5. 警備員の配置等について

(1) 警備員の配置

下記「6. 警備員・受付員の勤務体制」に示す業務内容・必要人員数・時間帯について、不足無く業務を遂行できる員数の警備員を配置すること。

(2) 警備責任者等

警備業務責任者（以下「責任者」という。）は、施設警備業務検定1級又は同2級合格警備員とすること。

また、警備員に対する指揮・監督を行い、常に業務の完全な実施を図ること。

(3) 自衛消防業務講習修了者の確保

本業務に従事する警備員のうち、責任者は必ず自衛消防業務講習を修了した者であることとし、その他の警備員も、委託者により本業務の勤務が承認された後、早急に自衛消防業務講習を修了すること。

(4) 服装の統一

従業員に作業に適した安全で清潔な統一した服装を着用させ、かつ写真入り身分証明証を定められた位置に付け、受託者の従業員であることを明らかにしなければならない。

また頭髪の手入れ、ひげ剃り、ズボンの折り目、節度ある化粧等身だしなみに注意し、人に好感を与えることに留意する。

6. 警備員・受付員の勤務体制

本業務委託の、業務内容毎の時間帯及び配置人員数は以下のとおりとする。

| 吉野病院 | (人) | |
|---------------------------------------------|-----|-------|
| 業務種別 | 平日 | 休日・祝日 |
| I 保安、施錠・開錠業務、巡回業務(8:00～翌8:00) | | |
| II 電話交換業務 <u>※ただし、平日(8:30～17:15)は対象外</u> | 1 | 1 |

※ 責任者の勤務時間は、平日8時00分から17時00分の時間帯を基本とします。ただし、責任者が勤務していない場合は、連絡が取れる体制とすること。なお、責任者以外の警備員については、検定合格警備員の配置が望ましい。

※ 仮眠休憩室は確保していますので、業務に支障のない範囲で休憩（仮眠）してください。**なお、勤務については、労働基準法（昭和24年法律第49号）を遵守すること。**

※ I 及び II の業務は兼務可能です。

7. 業務報告書について

受託者は、業務終了後速やかに業務日誌等を提出して、業務完了の確認を受けること。

8. その他

- (1) 受託者は本業務の遂行にあたっては、諸官庁関係法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の期間満了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、現場における災害の発生を未然に防止するため、充分な監視を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務に従事する警備員について、予め有する資格を証する書類を提出すること。
- (5) 受託者は業務に従事する警備員の名簿を企業団に提出すること。委託期間中に警備員の変更があった場合には、その都度名簿を再提出することとする。
- (6) この仕様書の定め、あるいは巡回経路・時間等を変更しようとする場合は、企業団と受託者の協議のうえ、変更することが出来るものとする。